

情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告書

平成 28 年度

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

岸和田市

目 次

岸和田市情報公開条例の主な内容	1
岸和田市個人情報保護条例の主な内容	2
（参考）岸和田市自治基本条例との関わり	3
I 平成 28 年度 情報公開制度の運用状況	
1 公開請求及び申出の件数	4
（1）公開請求の内訳	4
（2）公開申出の内訳	4
2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況	4
3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況	
（1）平成 28 年度情報公開請求の内容等	5
（2）平成 28 年度情報公開申出の内容等	7
II 平成 28 年度 個人情報保護制度の運用状況	
1 開示請求等の件数	10
2 開示等の請求者の内訳	10
3 開示請求の実施機関別処理状況	10
4 開示請求の内容と処理状況	11
III 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会	
1 平成 28 年度 情報公開審査会の開催状況及び審査の内容	16
2 平成 28 年度 個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容	16
3 平成 28 年度 情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容	16
《資料編》	
個人情報保護審査会諮問・答申	17

岸和田市情報公開条例の主な内容

- (1) 「地方自治の本旨」、「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明記しました。

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の行政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

- (2) 情報公開制度を実施する機関と行政文書の範囲を定めました。(条例第2条)

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長、議会

行政文書 決裁・供覧等の手続が終了した文書だけでなく、職務上作成又は取得し組織的に用いる次のもの

文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

- (3) 請求権者の範囲を設けました。(条例第5条及び第17条)

この情報公開制度が市民の市政に対する参加と監視の手段であり、制度の運用のための費用も市が負担する制度であることを考慮して、行政文書の公開を請求できるものは、広い意味の市民（市内に住所をもつ狭義の市民に限らず、市になんらかの関わりを持つもの）と範囲を定めました。

もっとも、行政文書の公開を請求できるもの以外からの情報公開の申出であっても、可能な限り、公開するように努めています。

公開を請求できるもの（公開請求権者）

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ③ 市内の学校に在学する者
- ④ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ⑤ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

公開を請求できるもの以外のもの（公開申出者）

- ① 市外に住所を有する個人
- ② 市外に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

- (4) 情報は公開を原則とし、非公開事項を限定しました。(条例第7条及び第8条)

非公開情報は、必要最小限の範囲に限定し、非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、請求された行政文書を公開しなければならないことを規定し、原則公開の考え方を明確にしました。

- (5) 公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行っています。

市が保有しているどんな情報でも、公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行うことができます。なお、公開請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に公開・非公開を決定し、決定の結果は、通知書により公開請求者に通知します。

岸和田市個人情報保護条例の主な内容

(1) 個人情報とは？

氏名、住所、生年月日等の基本事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、所得、財産など、個人に関するすべての情報で、特定の個人が識別され、あるいは他の情報を組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるものをいいます。

(2) 個人情報を適正に取扱うルールを定めています。

- ① 思想、信条、宗教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は原則として取り扱うことができません。(第7条)
- ② 個人情報を収集するときには、取扱う事務の目的を明確にして、目的の達成に必要な範囲内で、本人から収集することを原則とします。(第8条)
- ③ 収集した個人情報は、目的の範囲をこえて、内部で利用したり、外部に提供することは、原則として行いません。(第9条)
- ④ 個人情報は、正確で最新の状態で保有します。漏えい・き損・滅失等がないように適正に管理し、不要になったときは、速やかに廃棄します。(第13条)

(3) 市が保有する個人情報について、自分の情報を確認することができます。

- ① 自分の情報が記録されている行政文書について開示を請求することができます。
- ② 行政文書に記録されている自分の情報に誤りがあるときは、その情報の訂正を請求することができます。
- ③ 取扱いの制限(第7条)、収集の制限(第8条)をこえて、自分の情報が取扱われているときは、その情報の消去を請求することができます。

また、利用及び提供の制限(第9条)をこえて、目的外に利用されているときはその情報の利用の停止を、目的外に提供されているときはその情報の提供の停止を請求することができます。

(4) 開示等の請求や開示等の実施は、情報公開コーナーで行います。

開示等の請求方法は、所定の「開示等請求書」を本人から情報公開コーナーに直接提出していただきます。(電話や郵便による請求はできません。)この時、本人であることを証明する書面(運転免許証など顔写真入りの公的機関が発行する証明書など)が必要です。なお、請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、開示請求は15日以内、訂正請求・利用停止等請求は30日以内に決定し、決定の結果は、通知書により請求者に通知します。

(参考) 岸和田市自治基本条例(平成17年8月1日施行)との関わり

岸和田市では、平成16年12月に市の最高規範である「岸和田市自治基本条例」を制定し、その理念にのっとり市政運営を行っています。情報公開及び個人情報保護についても以下のとおり言及しており、両制度は「岸和田市自治基本条例」のもと運用されております。

(1) 「市民」及び「事業者」の知る権利を明記しています。

第2章 市民及び事業者の権利及び責務 (市民の権利) 第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。 (市民の責務) 第5条 略 (事業者の権利) 第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(2) 情報の共有および個人情報の保護を明記しています。

第7章 市政運営の原則 (情報の共有) 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。 (個人情報の保護) 第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

I 平成 28 年度 情報公開制度の運用状況（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

1 公開請求及び申出の件数

	公開請求	公開申出	合 計
平成 28 年度	37 件	78 件	115 件

（1）公開請求の内訳（条例第 5 条）

区 分	人数	件数
市内に住所を有する者	24	26
市内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
市内の学校に在学する者	0	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	8	9
市の行政に利害関係を有するもの	2	2
合 計	34	37

（2）公開申出の内訳（条例第 17 条）

区 分	人数	件数
市外に住所を有する個人	16	31
市外に住所を有する法人	27	47
合 計	43	78

2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況【（ ）内の数字は申出件数】

実 施 機 関	（公開申出件数） 公開請求件数	処 理 状 況（単位：件）						
		全部公開	部分公開	非公開	存否不応答	文書不存在	請求取下	適用外
市 長	35(56)	12(22)	9(30)	2(1)		10(1)	2(2)	
教育委員会	1(12)	1(3)	0(9)					
選挙管理委員会	1(3)		1(2)			0(1)		
公平委員会	0(0)							
監査委員	0(0)							
農業委員会	0(0)							
固定資産評価審査委員会	0(0)							
消 防 長	0(3)	0(2)					0(1)	
議 会	0(4)	0(2)	0(2)					
合 計	37(78)	13(29)	10(43)	2(1)	0(0)	10(2)	2(3)	0(0)

3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況

(1) 平成 28 年度情報公開請求の内容等

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
1	28. 4. 18 28. 4. 20	契約検査課	指名停止中の業者一覧	非公開	8-2-1		
2	28. 4. 18 28. 5. 2	広域事業者 指導課	社会福祉法人から提出された実地指導に 係る改善状況報告	部分公開	8-1-1		
3	28. 5. 7 28. 5. 20	広域事業者 指導課	社会福祉法人から提出された介護職員処 遇改善加算届出書類、実績報告書	部分公開	8-1-1		
			介護職員処遇改善加算実績報告書（平成 27 年分）	不存在			
4	28. 6. 9 28. 6. 20	水とみどり課	運動施設の指定管理者に対する支出	公開			
5	28. 6. 9 28. 6. 20	スポーツ 振興課	運動施設の指定管理者に対する支出	公開			
6	28. 6. 16 28. 6. 29	広域事業者 指導課	社会福祉法人から提出された就業規則・ 給与規定	非公開	8-2-1		
7	28. 6. 20 28. 6. 28	公営競技 事業所	競輪場再整備基本構想検討業務仕様書等	公開			
			競輪場再整備基本構想検討業務請負契約 書等	部分公開	8-1-1 8-2-1		
			競輪場再整備基本構想	不存在			
8	28. 6. 20 28. 7. 4	政策推進課	政策決定会議・調整会議会議録	部分公開	8-2-1 8-2-2 8-2-3		
9	28. 6. 23 —	生活福祉課	生活保護の状況	取下げ			
10	28. 6. 28 28. 7. 5	障害者支援課	移動支援サービスで個々に対応した事例	部分公開	8-1-1		
11	28. 6. 28 28. 6. 28	固定資産税課	航空写真	公開			
12	28. 7. 5 28. 7. 7	建設管理課	市営自転車駐輪場指定管理者募集に係 る、提案書及び収支報告書	部分公開	8-2-1		
13	28. 7. 8 28. 7. 8	固定資産税課	航空写真	公開			
14	28. 7. 12 28. 7. 12	固定資産税課	航空写真	公開			
15	28. 7. 19 28. 7. 28	建設管理課	溝蓋設置工事件数	不存在			
16	28. 8. 26 28. 8. 26	固定資産税課	航空写真	公開			
17	28. 8. 26 —	公営競技 事業所	競輪場再整備に係る予備調査報告書	取下げ			
18	28. 9. 29 28. 10. 6	建設指導課	開発許可申請書・許可書	不存在			

No.	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
19	28. 10. 4 28. 10. 4	固定資産税課	航空写真	公開			
20	28. 10. 11 28. 10. 19	建設管理課	●●社のグレーチング設置工事件数	不存在			
21	28. 10. 11 28. 10. 19	建設管理課	●●社のグレーチング設置工事件数	不存在			
22	28. 10. 14 28. 10. 26	建設管理課	企業への行政指導内容	不存在			
23	28. 10. 17 28. 10. 24	固定資産税	固定資産税納付書の郵便返戻件数	公開			
24	28. 10. 20 28. 10. 26	自治振興課	商品試験結果	公開			
25	28. 10. 24 28. 11. 2	建設管理課	●●社のグレーチング設置工事件数	不存在			
26	28. 10. 26 28. 10. 26	固定資産税課	航空写真	公開			
27	28. 11. 2 28. 11. 11	水とみどり課	墓苑使用名義人が死亡し、承継使用許可申請がないもの	不存在			
28	28. 11. 10 28. 11. 24	政策推進課	政策決定会議・調整会議会議録	部分公開	8-2-1 8-2-2		
29	28. 11. 21 28. 12. 1	政策推進課	中核市に関する政策決定会議・調整会議会議録	公開			
30	29. 1. 11 29. 1. 11	産業政策課	旧労働会館の耐震一次診断結果	公開			
31	29. 1. 19 29. 2. 1	都市計画課	都市計画審議会の音声記録	不存在			
32	29. 2. 1 29. 2. 6	選挙管理 委員会	市議会議員選挙収支報告書および添付資料	部分公開	8-2-1 8-2-2		
33	29. 2. 3 29. 2. 17	産業政策課	クリーンセンター余熱利用施設用地使用者との契約内容等	部分公開	8-2-1		
34	29. 3. 2 29. 3. 10	障害者支援課	「げんきの会」への委託事業に関する契約起案	部分公開	8-1-1 8-2-1		

(2) 平成 28 年度情報公開申出の内容等

No.	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用条 項	備考
1	28. 4. 7	自治振興課	街頭防犯カメラ関係綴	取下げ		
2	28. 4. 8	浄水課	簡易専用水道給水開始、廃止、変更届	公開		
3	28. 4. 18	契約検査課	指名停止業者の一覧	非公開	8-2-1	
4	28. 4. 20	固定資産税課	航空写真	公開		
5	28. 4. 27	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	
6	28. 5. 10	環境保全課	特定粉塵排出等作業実施届出書 石綿排出等作業実施届出書	部分公開	8-1-1	
7	28. 5. 10	建築住宅課	昭和 30 年代～60 年代に新築・改築された 公共建物の設計図書	公開		
8	28. 5. 20	予防課	危険物施設のうち、タンク容量 9KL 以上の もの	公開		
9	28. 5. 26	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	
10	28. 5. 26	契約検査課	雨水ポンプ他更新工事の工事成績評定書	取下げ		
11	28. 6. 16	消防署	救急出動記録	取下げ		
12	28. 6. 23	予防課	市内防火対象物一覧	公開		
13	28. 6. 30	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	
14	28. 7. 4	生活福祉課	診療報酬明細書点検業務入札説明・仕様書	公開		
			入札参加業者及び各応札金額	公開		
			契約書・契約金額	部分公開	8-2-1	
15	28. 7. 6	固定資産税課	航空写真	公開		
16	28. 7. 15	①児童育成、経営 管理、学校教育 ②文化国際、生活 環境、健康推進、 保育、建設指導、 建築住宅 水とみどり、学校 管理、生涯学習、 スポ振、郷土文化	損害保険契約書	①公開 ②部分公開	8-2-1	
17	28. 7. 22	建築住宅課	八木北幼稚園屋上防水改修工事設計図書	部分公開		
18	28. 8. 2	教育総務課	教職員の出張記録、勤務記録	部分公開		
19	28. 8. 5	固定資産税課	航空写真	公開		
20	28. 8. 15	①秘書課、生活環 境、産業高校 ②八木市民センタ ー、児童育成、保 育、公営競技、経 営管理、選管、教 育総務、生涯学習、 議会事務局	車両借上料にかかる書類	①公開 ②部分公開	8-1-1 8-2-1	
		議会事務局	政務活動費にかかる書類	部分公開	8-1-1 8-2-1	
21	28. 9. 1	下水道整備課	公共下水道設計測量業務委託の積算内訳	部分公開	8-2-3	
22	28. 9. 5	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	

No.	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用条項	備考
23	28.9.8	固定資産税課	航空写真	公開		
24	28.9.15	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	
25	28.9.21	①経営管理、学校教育 ②生活環境、建設指導、建設管理、生涯学習、郷土文化	損害保険契約書	①公開 ②部分公開	8-1-1 8-2-1	
26	28.10.3	固定資産税課	航空写真	公開		
27	28.10.17	自治振興課	商品試験結果	公開		
28	28.11.9	環境保全課	ばい煙発生施設一覧	部分公開	8-1-1	
29	28.11.9	環境保全課	ばい煙発生施設一覧	部分公開	8-1-1	
30	28.11.16	下水道施設課	磯之上下水ポンプ場雨水ポンプ他更新工事の設計内訳金額	部分公開	8-2-3	
31	28.11.25	下水道整備課	平成27年度公共下水道管渠敷設工事設計書	部分公開	8-2-3	
32	28.11.25	上水道工務課	平成28年度送水管敷設工事設計書	部分公開	8-2-3	
33	29.1.5	固定資産税課	航空写真	公開		
34	29.1.17	固定資産税課	航空写真	公開		
35	29.1.17	固定資産税課	航空写真	公開		
36	29.1.28	建設指導課	建設リサイクル法届出台帳	公開		
37	29.2.16	固定資産税課	航空写真	公開		
38	29.2.21	固定資産税課	航空写真	公開		
39	29.2.24	広域事業者指導課	特別養護老人ホームの監査指摘事項、改善報告	不存在		
40	29.3.8	市民課	住居表示台帳	部分公開	8-1-1	
41	29.3.21	秘書課 議会事務局	市長・議長公用車の日報・経費 議員、特別職の出張等にかかる行程・経費	公開		
42	29.3.29	選挙管理委員会	選挙費用に係る候補者提出書類	部分公開	8-1-1 8-2-1	
			選挙費用に係る候補者提出書類（2011年度分）	不存在		

※ 適用条項について一条例8条（公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書）

- ・ 8-1-1（第8条第1項第1号）・・・個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ・ 8-2-1（第8条第2項第1号）・・・法人等情報

法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

・ 8-2-2 (第8条第2項第2号)・・・意思形成過程情報

市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより、不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益及ぼすおそれのあるもの

・ 8-2-3 (第8条第2項第3号)・・・事務事業執行情報

市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

Ⅱ 平成 28 年度 個人情報保護制度の運用状況（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

1 開示請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
平成 28 年度	101 件	0 件	0 件	101 件

2 開示等の請求者の内訳

区 分	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
本人	99	—	—	99
法定代理人	2	—	—	2

3 開示請求の実施機関別処理状況

（単位：件）

実 施 機 関	開 示 請 求 の 件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 否 不 応 答	文 書 不 存 在	請 求 取 下
市 長	96	19	71			6	
教 育 委 員 会	0						
選 挙 管 理 委 員 会	0						
公 平 委 員 会	0						
監 査 委 員	0						
農 業 委 員 会	0						
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0						
消 防 長	5	2	2				1
議 会	0						
合 計	101	21	73	0	0	6	1

4 開示請求等の内容と処理状況

No.	受付日 決定日	請求者の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
1	28. 4. 7 28. 4. 18	本人	障害者支援課	授産施設が提出したヒヤリハット報告	部分開示	17-1		
2	28. 4. 4 28. 4. 15	本人	医療マネジメント課	診療記録	不存在			
3	28. 4. 4 28. 4. 18	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
4	28. 4. 5 28. 4. 18	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
5	28. 4. 8 28. 4. 12	本人	市民課	印鑑登録申請関係書類	部分開示	17-1		
6	28. 4. 11 28. 4. 12	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
7	28. 4. 12 28. 4. 14	本人	介護保険課	介護認定申請関係書類	開示			
8	28. 4. 14 28. 4. 28	本人	消防署	火災報告書	部分開示	17-1 17-3		
9	28. 4. 14 —	本人	消防署	火災報告書	取下げ			
10	28. 4. 15 28. 4. 25	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
11	28. 4. 15 28. 4. 28	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
12	28. 4. 12 28. 4. 20	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
13	28. 4. 21 28. 5. 6	本人	国民健康保険課	診療報酬明細書	開示			
14	28. 4. 12 28. 4. 25	本人	消防署	火災報告書	部分開示	17-1 17-3		
15	28. 4. 25 28. 4. 27	本人	市民課	印鑑証明発行申請書	部分開示	17-1		
16	28. 4. 25 28. 5. 2	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
17	28. 5. 10 28. 5. 17	本人	介護保険課	介護認定申請関係書類	部分開示	17-1		
18	28. 5. 13 28. 5. 24	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
19	28. 5. 17 28. 5. 24	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
20	28. 5. 17 28. 5. 24	本人	介護保険課	介護認定申請関係書類	開示			
21	28. 5. 18 28. 5. 24	本人	医療マネジメント課	診療記録	開示			
22	28. 5. 23 28. 6. 2	本人	介護保険課	介護給付費申請書 サービス等利用計画・障害児支援 利用計画	部分開示	17-1		

No.	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
23	28. 5. 27 28. 6. 8	未成年者 の法定代 理人	国民健康保険 課	診療報酬明細書、柔道整復施術療 養費支給申請書	部分開示	17-3		
24	28. 6. 1 28. 6. 8	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
25	28. 6. 3 28. 6. 9	本人	介護保険課	介護認定申請関係書類	開示			
26	28. 6. 13 28. 6. 24	本人	医療マネジ メント課	診療記録	開示			
27	28. 6. 17 28. 6. 29	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
28	28. 6. 24 28. 7. 6	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
29	28. 6. 28 28. 6. 29	本人	市民課	住民票等交付申請書	部分開示	17-1		
30	28. 6. 29 28. 7. 11	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
31	28. 6. 30 28. 7. 11	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
32	28. 7. 1 28. 7. 12	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
33	28. 7. 4 28. 7. 12	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
34	28. 7. 13 28. 7. 15	本人	障害者支援課	医師意見書関係書類	開示			
35	28. 7. 14 28. 7. 22	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
36	28. 7. 14 28. 7. 22	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
37	28. 7. 21 28. 7. 28	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
38	28. 7. 25 28. 8. 3	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
39	28. 7. 25 28. 8. 4	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
40	28. 7. 28 28. 8. 3	本人	人権推進課	相談に関する記録	開示			
41	28. 7. 29 28. 8. 8	本人	医療マネジ メント課	医院から市民病院への紹介状	部分開示	17-1		
42	28. 8. 2 28. 8. 8	本人	医療マネジ メント課	診療記録	開示			
43	28. 8. 3 28. 8. 10	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
44	28. 8. 12 28. 8. 24	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
45	28. 8. 23 28. 8. 25	本人	人権推進課	相談に関する記録	開示			

No.	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
46	28. 8. 25 28. 9. 1	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
47	28. 8. 30 28. 9. 1	本人	介護保険課	介護認定主治医意見書	開示			
48	28. 8. 31 28. 9. 8	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
49	28. 8. 31 28. 9. 2	本人	医療マネジ メント課	診療記録	不存在			
50	28. 9. 1 28. 9. 12	本人	医療マネジ メント課	検査結果	部分開示	17-1		
51	28. 9. 2 28. 9. 13	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
52	28. 9. 6 28. 9. 12	本人	医療マネジ メント課	検査結果	不存在			
53	28. 9. 7 28. 9. 12	本人	市民課	戸籍関係証明書等交付申請書	部分開示	17-1 17-3		
54	28. 9. 8 28. 9. 15	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
55	28. 9. 12 28. 9. 14	本人	市民課	戸籍関係証明書等交付申請書	部分開示	17-1 17-3		
56	28. 9. 14 28. 9. 23	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
57	28. 9. 16 28. 9. 26	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
58	28. 9. 16 28. 9. 26	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
59	28. 9. 20 28. 10. 3	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
60	28. 9. 30 28. 10. 12	本人	障害者支援課	精神通院医療受給者証の申請書および医師の診断書	不存在			
61	28. 10. 7 28. 10. 14	本人	医療マネジ メント課	診療記録	開示			
62	28. 10. 13 28. 10. 18	本人	障害者支援課	身体障害者手帳返還手続きの際の提出書類	部分開示	17-1		
63	28. 10. 13 28. 10. 26	本人	国民健康保険 課	国民健康保険脱退手続きに関する書類	不存在			
64	28. 10. 18 28. 10. 31	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
65	28. 10. 19 28. 10. 31	本人	医療マネジ メント課	診療記録	開示			
66	28. 10. 19 28. 10. 20	本人	市民課	戸籍関係証明書等交付申請書	部分開示	17-1		
67	28. 10. 20 28. 10. 31	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
68	28. 10. 21 28. 10. 31	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
69	28. 10. 28 28. 11. 8	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		

No.	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
70	28. 11. 10 28. 11. 21	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
71	28. 11. 16 28. 11. 24	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
72	28. 11. 21 28. 11. 30	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
73	28. 11. 21 28. 11. 30	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
74	28. 11. 21 28. 11. 22	本人	市民課	住民票等交付申請書	部分開示	17-1 17-3		
75	28. 11. 25 28. 12. 7	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
76	28. 11. 25 28. 12. 5	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
77	28. 12. 1 28. 12. 12	本人	国民健康保険課	国民健康保険の脱退日が分かるもの	開示			
78	28. 12. 13 28. 12. 27	本人	福祉政策課	ケース記録	部分開示	17-1		
79	28. 12. 15 28. 12. 22	本人	医療マネジメント課	診療記録	開示			
80	28. 12. 15 28. 12. 22	本人	医療マネジメント課	診療記録	開示			
81	28. 12. 20 28. 12. 22	本人	介護保険課	介護認定時の調査票、医師意見書	開示			
82	28. 12. 21 28. 12. 28	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
83	28. 12. 27 29. 1. 5	本人	福祉政策課	地域包括支援センターに通報した記録	部分開示	17-1		
84	29. 1. 4 29. 1. 16	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
85	29. 1. 5 29. 1. 16	本人	介護保険課	介護認定時の調査票、医師意見書、 事故報告書	開示			
			消防署	救急搬送記録	開示			
86	29. 1. 11 29. 1. 16	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
87	29. 1. 11 29. 1. 16	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
88	29. 1. 12 29. 1. 23	本人	消防署	救急搬送記録	開示			
89	29. 1. 13 29. 1. 20	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
90	29. 1. 13 29. 1. 23	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1		
91	29. 1. 17 29. 1. 30	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		
92	29. 1. 18 29. 1. 31	本人	医療マネジメント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		

No.	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
93	29. 1. 20 29. 1. 25	本人	障害者支援課	身体障害者更生指導台帳	部分開示	17-1		
94	29. 1. 20 29. 2. 2	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
95	29. 1. 31 29. 2. 23	本人	障害者支援課	老人医療申請書類	不存在			
96	29. 2. 14 29. 2. 21	本人	障害者支援課	障害者自立支援医師意見書	開示			
97	29. 3. 3 29. 3. 10	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
98	29. 3. 3 29. 3. 10	未成年者 の法定代 理人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
99	29. 3. 10 29. 3. 23	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1		
100	29. 3. 27 29. 4. 6	本人	医療マネジ メント課	診療記録	部分開示	17-1 17-3		

※ 適用条項について—条例 17 条（開示しないことができる個人情報）

- ・ 17-1（第 17 条第 1 号）・・・第三者情報

開示請求をした者（当該者が法定代理人であるときは、本人。以下「開示請求者」という。）以外の第三者に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）を含む情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの

- ・ 17-3（第 17 条第 3 号）・・・法人等の情報

法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

Ⅲ 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会

1 平成 28 年度情報公開審査会の開催状況及び審査の内容

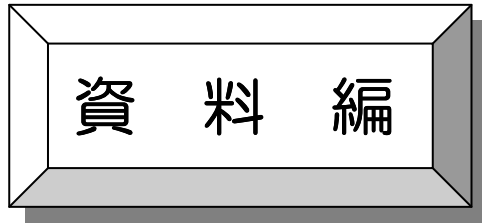
回数	開催日	審査の内容
開催されておりません。		

2 平成 28 年度個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容

回数	開催日	審査の内容
第 1 回	平成 28 年 4 月 13 日	諮問第 56 号 平成 27 年 12 月 14 日付け不服申立について（継続審査） （学校教育課）
第 2 回	平成 28 年 5 月 10 日	諮問第 56 号 平成 27 年 12 月 14 日付け不服申立について（継続審査） （学校教育課）
第 3 回	平成 28 年 6 月 14 日	諮問第 56 号 平成 27 年 12 月 14 日付け不服申立について（継続審査） （学校教育課） 諮問第 60 号 消費生活相談業務における全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）における個人情報の取り扱いについて （自治振興課）
第 4 回	平成 29 年 1 月 31 日	諮問第 61 号 地域医療ネットワークシステムの導入による個人情報の提供および電子計算機の結合について （医療マネジメント課） 諮問第 62 号 住民票の写し等証明書のコンビニエンスストアでの交付による電子計算機の結合について （市民課） 報告 ・国保制度改革（被保険者資格管理の都道府県単位化）に伴う国民健康保険システムの導入について ・農地情報公開システムの導入について ・「個人情報保護事務の手引」の改定について

3 平成 28 年度情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容

回数	開催日	審議の内容
開催されておりません。		



■個人情報保護審査会

▼諮問第 56 号

【不服申立の趣旨】

市立中学校で発生した部活動中の事故、およびその再発防止に関する文書についての個人情報開示請求について、実施機関が行った開示決定および部分開示決定を取り消し、未開示部分を開示することを異議申立人が求めたもの。

【不服申立人の主張】

本件文書について、実施機関は開示決定又は部分開示決定した文書ですべてとしているが、各会議体での発言や各人からのヒアリング内容について、集約されたものが記載されているだけで、各人の発言内容は記載がない。また、不服申立人自身が学校関係者や教育委員会との面談等を行っているが、その記録は開示されていない。開示された文書以外にも、メモ、録音媒体等の資料が存在してしかるべきである。

【実施機関の主張】

不服申立人は、本件文書について内容の不足を指摘しているが、申立人が言う行政文書のうち、実施機関が保有している文書は既に開示済である。一部に職員の手控えが存在するものもあるが、これは職員が自己の職務の便宜のために保有しているものであり、行政文書には該当しない。

▼答申第 56 号

実施機関が行った個人開示決定および部分開示決定は妥当である。

本事案に関して、行政文書として開示した文書以外に個人の手控えが存在することを実施機関は認めている。しかし、これらはいずれも、職員が個人的な備忘録として記録したものであり、記載の様態や保管状況等から判断すれば、実施機関内で組織的に用いるものとして利用、保存されているとは認められず、行政文書とは言えない。

また、実施機関においては、個人の手控えに記載された詳細の情報を行政文書として整理、保管することや、正式な事故報告書等にかかる資料として添付することなどは従来から行われておらず、そのような取り決めもない。開示された文書以外の行政文書は作成されていないと考えられる。

なお、実施機関では行政文書として保管されるのは正式な報告書等に限定されているため、報告書等の基となる個別記録等が個人の手控えにとどまり、事案の処理に対する透明性と信頼性を損ねる結果となっている。記録の作成を含めた適正な文書管理のあり方について、実施機関において再検証されたい。

▼諮問第 60 号

氏名、住所等の個人を特定できる情報を、市民からの相談内容（センシティブ情報を含む）を併せて全国消費生活情報ネットワークシステムに入力し、電子計算機処理による管理を行うものである。なお、想定されるセンシティブ情報は、思想・信条および宗教に関する情報、個人の特質を規定する身体に関する情報および社会的差別の原因となる恐れのある情報である。

▼答申第 60 号

諮問第 60 号で諮問のあった消費生活相談業務における全国消費生活情報ネットワークシステムにおける個人情報の取り扱いについては、同業務を適切かつ効率的に行うために必要があると認められる。

本システムの個人情報保護対策については独立行政法人国民生活センターによって運用されているところであるが、本市においても岸和田市情報セキュリティポリシー等に基づき、より一層の慎重な取り扱いに努められたい。

▼諮問第 61 号

地域医療支援病院である岸和田市民病院の診療情報を、地域の他の医療機関とオンラインでデータを共有することにより患者が継続した治療が受けられるよう、岸和田市民病院の診療情報を電子計算機で結合した他の医療機関に提供するものである。

▼答申第 61 号

諮問第 61 号で諮問のあった地域医療連携事務における地域医療情報ネットワークにおける個人情報の取り扱いについては、その必要性があり、セキュリティ対策等も適切であると認められる。

本システムの運用にあたっては以下の点に留意し、より一層の個人情報保護対策に努められたい。

- 1 本システムを利用する診療所等における個人情報の取り扱いについても万全を期すよう、システム利用者（開業医等）を指導されたい。
- 2 医療機関における診療情報の共有については、市民病院のみならず、本システムを利用する診療所等においても、患者等への周知活動が図られるよう働きかけられたい。

▼諮問第 62 号

個人番号カードの電子証明書を利用して、全国の主要なコンビニエンスストアで住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明、所得課税証明を交付するため、証明書交付センターの広域サーバ等と市の証明書発行サーバを通信回線により結合するものである。

▼答申第 62 号

諮問第 62 号で諮問のあった住民票の写し等証明書のコンビニエンスストアでの交付による電子計算機の結合については、市民サービスの向上につながり、適切であると認められる。

本システムの個人情報保護対策については、地方公共団体情報システム機構によって運用されているところであるが、本市においても岸和田市情報セキュリティポリシー等に基づき、より一層の慎重な取り扱いに努められたい。